

年明け以降の規制改革推進会議の進め方について

令和 6 年 12 月 25 日
規制改革推進会議決定案

1. ワーキング・グループ等の設置

「地域活性化・人手不足対応」、「健康・医療・介護」、「働き方・人への投資」、「スタートアップ・イノベーション促進」、「デジタル・AI」の5つのワーキング・グループ（以下「WG」という。）及び「GX・サステナビリティ」サブワーキング・グループ（以下「サブWG」という。）を設置する。

各WG及びサブWG（以下「WG等」という。）は別表に掲げる事項について議論を行う。

2. その他

会議の開催、審議方法については、「規制改革推進会議の進め方について」（令和6年11月12日規制改革推進会議決定）に基づいて行う。「GX・サステナビリティ」サブWGについては、WGと同様の扱いとする。

(別表) WG等の所掌事項

WG等の名称	事項
地域活性化・ 人手不足対応 WG	・地域の活性化、地方創生の実現や各地・各分野での人手不足の解消に必要な規制・制度改革に関すること。
健康・医療・介護 WG	・国民の健康増進、患者本位・利用者本位の医療・介護・保育制度の実現に必要な規制・制度改革に関すること。
働き方・ 人への投資 WG	・高生産性産業への円滑な労働移動の確保、柔軟な働き方の実現、革新的な人材の創出に関する規制・制度改革に関すること。
スタートアップ・ イノベーション促進 WG	・スタートアップの育成・成長、イノベーションの促進、革新的なサービスの利用や投資の拡大を実現する規制・制度改革（他WGの所掌に属することを除く）に関すること。
GX・ サステナビリティ サブWG	・スタートアップ・イノベーション促進WGの所掌事項のうち、GX・サステナビリティに関すること。
デジタル・AI WG	・地方公共団体を含む行政・社会のデジタル化、AIの社会実装、官民連携の促進に必要な規制・制度改革に関すること。